平成２１年（フ）第４２０号
宮崎市大字加江田3287番地
債務者　宮本　陸生
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　松田共同法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月29日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４０８号
長野市平林２丁目18番36―202号
債務者　宮澤　　聡
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　龍口　基樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
熊本市北千反畑町６番８号　レビュー21―202
債務者　菅　　邦江
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津留　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２９５７号
横浜市戸塚区前田町511番地２　前田ハイツ13棟1313号
債務者　板垣　義男
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安國　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５３号
鹿児島県鹿児島市明和１丁目45番14号幸之苑101号
債務者　岩元みゆき
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上川　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
長崎県諫早市仲沖町２番30号
債務者　松尾　明枝
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　貴啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第３０５８号
名古屋市西区八筋町418番地の１　第２シャトープレドパーク501号
債務者　臼田　隆博
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　郁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３２２０号
札幌市白石区北郷３条１丁目４番８号　コーポノースヴィレッジ101号
債務者　後藤奈津絵（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３５６号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番３―314号
債務者　岡崎　浩司
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３６２号
札幌市豊平区月寒中央通２丁目３番６号　フジマンションＢ―203号
債務者　近江　弘美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４５３号
札幌市中央区南20条西13丁目１番39号　ライオンズマンション南20条501号、住民票上の住所札幌市中央区南17条西16丁目３番１―305号
債務者　田村由美子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４５９号
札幌市西区山の手５条４丁目１番38号　フレンドリー山の手Ｂ―２
債務者　谷口奈緒子（旧姓乗松）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４７１号
北海道石狩市緑苑台東１条１丁目68番地
債務者　示沢　美穂
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４９１号
札幌市東区本町１条４丁目６番12号
債務者　三上　千賀
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５２１号
北海道千歳市北斗１丁目17番６号
債務者　千葉　吟子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５４６号
札幌市清田区北野６条４丁目１番１―407号
債務者　木下　英一
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５４７号
札幌市清田区北野６条４丁目１番１―407号
債務者　木下　朱美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部